「治ゆ届」の提出について

学校感染症にかかった時は、流行を防ぐため、医師の診断をもとに、伝染の可能性がなくなるまで出席停止となります。出席停止の期間につきましては、かかりつけの医師に相談し、その後の健康状態を確認してもらい決定します。登校する際、保護者の方が必要事項を記入し、お子さんを通じて担任までご提出下さい。

治 ゆ 届

医師の診察の結果（ 該当するところに○を付けてください ）、

○印	病名	出席停止期間
	インフルエンザ	発症日を0日として発症後 5 日を経過しかつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消退した後 2 日を経過するまで
	流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	結核	
	その他の感染症 ［ ］	

が治ゆし、登校しても差し支えないことを届け出ます。

年 月 日

出席停止期間 月 日( ) ～ 月 日( )

診察医療機関名

生徒氏名 年 組

保護者氏名